

# インターネット小売第三者プラットフォーム における取引規則に関する管理弁法 (意見募集稿)

2013年9月26日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## インターネット小売第三者プラットフォームにおける取引規則に関する管理弁法

### (意見募集稿)

**第一条** インターネット小売の健全な発展を促進し、インターネット小売に関わる各方の合法的權益を保護するために、関連の法律・法規に基づいて本弁法を制定する。

**第二条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が取引規則の制定、改定するには、本弁法を遵守しなければならない。

**第三条** 本弁法でいう取引規則とは、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が制定・実施し、プラットフォームサービスを利用する不特定な主体に適用され、公共の利益に関わる規則をいう。

本弁法でいうインターネット小売第三者プラットフォーム経営者とは、インターネット小売を行うほかの経営者に対し仮想な経営場所及び関連のサービスを提供し、かつ、中華人民共和国国内で事業を行う法人及びその他の組織をいう。

本弁法でいうインターネット小売とは、インターネットをベースに消費者に商品又はサービスを販売する行為をいう。

**第四条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が取引規則の制定、改定、実施を行うには、公開・公平・公正の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。社会・経済秩序をかく乱したり、社会公共の利益を害したりしてはならない。

**第五条** 商務部はインターネット小売第三者プラットフォームにおける取引規則の届出システムの構築・管理に責任を持ち、省レベルの商務主管部門はインターネット小売第三者プラットフォームにおける取引規則の届出に関する日常的な管理に責任を持つ。

**第六条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が制定、改定、実施を行う以下の取引規則は本弁法の規定に従って公示し、かつ届出なければならない。

(1) 基本的規則。インターネット小売経営者及び消費者の第三者プラットフォームにおける登録に関する規則並びに取引の成立、有効性と履行に関する基礎的な規則である。

(2) 責任・リスク分担に関する規則。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者のインターネット小売経営者と消費者に対する民事責任の負担又は責任の免除に関

する規則並びにリスク分担の規則である。

(3) 知的財産権保護の規則。知的財産権の保護及び模倣品・粗悪品販売の予防、対処に関する規則である。

(4) 信用評価の規則。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者の取引双方に対する信用評価サービスの提供、取引双方の信用状況の収集、記録、開示に関する規則である。

(5) 消費者権益保護の規則。消費者の知る権利、合理的な返品権、賠償を受ける権利など合法的な権益の保護、消費者の個人情報及び取引記録の保護に関する規則である。

(6) 情報開示・実名制度に関する規則。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者のインターネット小売経営者に対する実名登記、法定営業資格の審査に関する規則である。

(7) 法律違反・不良な情報の取扱規則。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者による、そのプラットフォームにおいて発信され、国の法律・法規の規定に違反した商品・サービス、インターネット広告など不良な情報の取扱に関する規則である。

(8) 取引紛争及び規則違反に関する取扱規則。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者による、インターネット小売経営者、消費者との争いの解決仕組み及び取引規則違反時の取扱に関する規則である。

(9) 取引規則の適用に関する規定。取引規則の適用対象・範囲・期間に関する規定である。

(10) 取引規則の改定に関する規定。取引規則の変更、改定のプロセスと方式に関する規定である。

(11) その他必要な措置又は規則。

**第七条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が制定し、又は改定した取引規則が実施される前に、ウェブサイトのホームページの目立つ位置においてパブリックコメントを募集し、かつ、取引規則の各利害関係者が適時かつ十分に周知し、意見を伝えるように、合理的な措置を講じなければならない。意見募集期間は15日を下回ってはならない。

意見募集期間の終了後、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は合理的な方式により、受け取った意見とその回答・処理の意見を公表しなければならない。

**第八条** 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、パブリックコメントを募集

しなくてもよい。

(一) 法律・法規での要求により取引規則の改定を行う必要がある

(二) 国家利益及び社会公共の利益を保護するため

(三) 消費者の合法的権益を保護するため

(四) 営業秘密に係るもの

(五) 初めてインターネット小売第三者プラットフォームサービスを実施するために、制定された取引規則

**第九条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は取引規則の実施日の 15 日前までに、ウェブサイトの目立つ位置にこれを公開しなければならない。営業秘密に係るものは除く。

**第十条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者において制定し実施する取引規則が、インターネット小売経営者に重大な影響を及ぼす場合には、合理的な過渡的措置を制定しなければならない。

**第十一条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、利害関係者が実施される取引規則の内容を全面的で便利に把握するよう保障する合理的な方式を自発的にとり、かつ、責任の免除又は制限に関する内容に注意を促さなければならない。

インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、関連の利害者からの要請に応じ、7 日以内に合理的な方式をもって取引規則について説明を行わなければならない。

**第十二条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、取引規則の実施日から 30 日以内に、インターネット小売第三者プラットフォーム取引規則届出システムに自らログオンして、本弁法に掲げる取引規則、募集したパブリックコメントとその回答・処理の状況を提出しなければならない。

**第十三条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、取引規則の改定を行うとき、第十二条の規定に従って改定部分を改めて提出しなければならない。

**第十四条** 省レベルの商務主管部門は、既に届出られた取引規則に関する公的問い合わせサービスを提供する。

**第十五条** 業界組織において業内の規範化・自主規制を進め、既に届出られた取引規則に意見を出し、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者との相互コミュニケーションの仕組みを構築し、第三者プラットフォーム取引規則の標準化と規範化を推進することを奨励する。

**第十六条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、プラットフォームの関連の取引規則で社会公共の利益が害されたことを発見したとき、直ちに届出た省レベルの商務主管部門又はその他の政府部門に報告しなければならない。

**第十七条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が、本弁法の規定に従い、取引規則に関してパブリックコメントの募集、公表をしなかった場合、省レベルの商務主管部門は職権により期限を定めて是正するよう命じる。是正しない場合には、警告をし、一般に公表するとともに、一万元以上三万元以下の罰金を科することができる。

**第十八条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が本弁法第十二条の規定に違反して、届出ない、又は虚偽の届出情報を提出した場合、省レベルの商務主管部門は職権により期限を定めて是正するよう命じる。是正しない場合には、警告をし、一般に公表するとともに、一万元以上三万元以下の罰金を科することができる。

**第十九条** インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が本弁法第九条、第十一条の規定に違反した場合、省レベルの商務主管部門は職権により期限を定めて是正するよう命じる。是正しない場合には、警告をし、一般に公表するとともに、一万元以上三万元以下の罰金を科することができる。

**第二十条** 如何なる者でも、既に届出られた取引規則が法律に違反しているものと判断したとき、省レベルの商務主管部門に通報することができる。省レベルの商務主管部門は通報の内容について審査しなければならない。内容が法律違反であると確認したとき、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者に修正するよう命じることができる。修正しない場合には、一万元以上三万元以下の罰金を科することができる。

**第二十一条** 商務主管部門及びその職員は、本弁法の規定に違反し、職責を履行しない場合、法により行政処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第二十二条** 本弁法の発効日以前から既に実施された取引規則は、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が本弁法の発効日から 60 日以内に届出なければならない。

**第二十三条** 本弁法は \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日より施行する。